

読書コーナー

『ナミヤ雑貨店の奇蹟』

著書/東野圭吾

今回は、読書好きな娘に薦めてもらったこちらの本を読みました。作者が東野圭吾さんということもあり、ミステリー作品を想像しておりましたが、全然違いました。

内容としては、過去と未来が交錯するストーリーの中、5つのエピソードが絶妙に絡み合い、それぞれの登場人物が本当に一生懸命に人生と向き合い、悔み、その答えに迷いながらも、誰かを思い、最善の選択をしようと頑張る姿に心を打たれました。

中でも、店主の浪矢さんの「たとえでたらめな相談事も何



の答えも欲しくないなんてことは絶対にない。だからわたしは回答を書くんだ。一生懸命、考えて書く。人の心の声は、決して無視しちゃいかん。」と書いて、周りの人から見たら、いたずらとしか思えないような手紙にも丁寧に答える姿は、大人として、親として、こうありたいと思わせる人物です。他の登場人物たちにもその優しさが伝わり、物語の中には重たい内容がありながらも、温かい雰囲気包まれているところが、読み終えた後に優しい気持ちにさせてくれます。

もし、ちょっと心が疲れているなど感じた時に読むと響く作品になっているのではないかと思います。もしかして、薦めてくれた娘から見て、私もそう見たのでしょうか?(笑)

そうでないのですが、私も一つ一つの出来事に丁寧に向き合えるように、今一度、日々の暮らしを丁寧に生きていきたいと思いました。(文責:藤井)

朝礼にて ~職場の教養~

毎日の朝礼で、一般社団法人倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

7月1日(金) 健康ファースト

今年五十歳になるT氏は、十年前、大病を患いました。それまでは、体を犠牲にしても働き続けることを美徳としていました。朝食を食べたり食べなかったり、お酒も毎日飲むなど、健康にまったく気を使っていませんでした。

大病を克服してからのT氏は、健康を第一に考える「健康ファースト」を掲げ、規則正しい生活、ストレスのかからない生活を心がけるようになりました。

その一環として始めたのが、毎日のウォーキングです。初めは、軽いウォーキングプログラムから始め、徐々に運動強度を上げていき、現在に至ります。

ある日、公園をウォーキングしているとき、自分は今、部下がいる立場だ。これからも自身の健康に留意しながらも、職場の仲間の健康面も考え、相手の立場になって仕事をしたい(こう)とT氏は、思い至ったといいます。

自然に触れながら、ウォーキングすることで、T氏は、リラックスした心持ちで、家族、職場の仲間、自分自身を受け入れようとするようになりました。

周囲の人の健康に留意しながら、日々の生活を送りたいものです。

今日の心がけ

健康に留意しながら生活しましょう

自分は今まで大病を患った事はありませんが、健康が一番だと強く思う様になりました。今まで、例えば身体がきつくと、大丈夫なふりをしたり、自分は大丈夫だと思い込んで、何があっても病院に行くという事は一切しませんでした。40代になり、誕生日を迎えるあたりで、疲れからか肌が物凄く荒れて、痛みも伴う様になり皮膚科に行き、突然右耳に激痛が走り、聞こえなくなってしまう耳鼻科に行き、両方とももっと早く来ないと駄目だと医者から怒られました。

自分は大丈夫だからという思い込みと、診断結果からの恐怖から、いつの間にか病院という存在を遠ざけていたのだと思います。

全力で仕事をして、休日は目一杯遊んでという事が出来るのは、健康があってこそです。毎日が健康でいられる事は、何よりも幸せだと思います。自分の体は自分が一番良く分かるので、自分自身を受け入れようと改めて感じました。(文責:堤)

編集後記

熱中症が心配な季節です。まだまだマスクの着用が求められることもあり、マスク熱中症にも注意が必要です。気を付けてお過ごしください。

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 Tel:027-361-5568

群馬M&Aセンター Tel:027-364-8040 相模手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市周屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp



所長挨拶

残暑の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて7月のある晴れた日曜日、邑楽郡千代田町にある赤岩渡船に行ってきました。

新聞記事で紹介されていたので行って見たのですが、赤岩渡船は千代田町赤岩と埼玉県の熊谷市葛和田を結ぶ利根川の渡し船です。

渡し船とは言いながら、実は県道83号館林～熊谷線の一部で、橋の代わりの渡船なのでもちろん無料です。

さすがに昔ながらの手漕ぎではないとは言え、川を船で渡るのですからそれなりの水深がなくてはなりませんし、前橋を見る利根川のような急流では渡れません。

普段見ることのないそんな利根川を見てみたいという事もある程度出てきたわけですが、渡し船に乗るのに車で行ってしまっただけは面白くない。

ネットで調べてみますと熊谷駅からバスが出ています。そこで、自宅近くの井野駅から高崎線に乗り熊谷駅まで行き、一時間に一本の葛和田行きバスに乗り込みました。

熊谷駅を出て10分も走れば、そこはもう関東平野の広々とした田園地帯。

水を張った田んぼの中に屋敷敷を控えた農家がまるで島のように浮かび、そんな景色を眺めながらのんびりバスに揺られてゆくと、すっかり子供時代の夏休みに戻ったような気分になりました。

さて終点の葛和田に着くと、そこには一本の鉄製のポールが立っていて下の方に黄色い旗が絡まっています。

渡船は普段は対岸の千代田町側にいるので、この旗を掲げて船頭さんに乗客が来たことを知らせる仕組みなのです。

さっそく旗を掲げると、向こう岸にいた渡船がこちらに向かって動き出すのが見えます。

そうすればもう旗を降ろして船着き場に向かえばいいわけですが、わずか5分ほどの短い船旅ですが、普段は見られないようなゆったりした利根川の流れや遠くに霞む赤城山、そして川面を走るジェットスキーや上空を飛ぶグライダーを眺めながらの渡しは、涼しい川風とともに忙しい日常を忘れさせるに十分な時間を提供してくれました。

そしてお楽しみのランチタイム。千代田町は、江戸時代以前から利根川水運の重要な河岸として栄えた街ですから、古くからのお店が何軒もあります。そんな中から、昔は旅館だったという「新田屋」という料理屋でウナギを頂きました。

さすが老舗の味で十分に満足しながらも、お値段は高崎市中のウナギ屋さんに比べるとかなりリーズナブル。

車に乗ってこなかった理由の一つでもあるビールも頂きまして、5時間ほどの小旅行ではありましたが、充実した一日を過ごしたのでした。

皆様も、こんな地域の発見旅をしてみたいはいかがでしょうか。今年は6月から猛暑が始まり、8月の立秋を過ぎても厳しい残暑が予想されます。

皆様には十分ご愛いただき、お元気に毎日を過ごされますようお祈り申し上げます。



- P1 所長挨拶・目次
- P2・3 税務トピックス
- P3 将軍の日

- P4 読書感想文
- P4 職場の教養
- P4 編集後記

お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎号掲載しておりました、従業員の集合写真をお休ませていただくことにいたしました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会

かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

来年期限を迎える3つの非課税制度

経済対策の一環で設けられた贈与税の非課税制度のいくつかが、来年で期限を迎えます。そのうち3つの制度の概要を確認します。

3つの制度と創設の趣旨

社会的・経済的な問題解消を税で後押しする「政策税制」として、次の3つの贈与税の非課税制度があります。

非課税制度	創設の趣旨
教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税	高齢世代の貯蓄を子育て世代へ早期に移転することを通じて、教育費用の負担を軽減させつつ消費を活性化させる目的
結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税	高齢世代の貯蓄を、将来の経済的不安がある若年世代へ早期に移転することを通じて、若年層の結婚・妊娠・出産・子育て資金の負担を軽減させる目的
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税	住宅需要を喚起させる目的

3つの制度の概要

これら3つの制度の概要は、それぞれ下表のとおりです。これらの制度は、格差固定化を防ぐ等の目的で見直し示唆されていますが、いずれも来年に適用期限を迎えることから、令和5年度税制改正において何らかの措置等がなされることも想定されます。これらの制度を活用した贈与を検討される際には、適用期限にご留意ください。

今回確認した3つの制度の詳細その他、贈与税を含めた税金のご相談は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。



【制度の概要】

		教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与	住宅取得等資金の贈与
贈与者の要件		直系尊属（父母、祖父母）		
受贈者の要件	年齢	30歳未満	18歳以上※50歳未満 ※令和4年3月31日までは20歳以上	18歳以上※ ※令和4年3月31日までは20歳以上
	合計所得金額	1,000万円以下	1,000万円以下	2,000万円以下
適用期限		令和5年3月31日	令和5年3月31日	令和5年12月31日
非課税限度額		1,500万円 (うち学校等以外は500万円)	1,000万円 (うち結婚資金は300万円)	1,000万円 (省エネ等住宅以外は500万円)
主な資金使途		入学金、授業料、教科書代、塾代 通学定期券代、留学渡航費等	挙式費用、引越費用、出産費用、 子の医療費・保育費等	自己が居住する住宅用家屋の 新築、取得または増改築等の対価
その他		<ul style="list-style-type: none"> 契約終了時（受贈者が30歳に達した日等）の残額に対して、贈与税を課税 贈与者死亡時の残額は原則、相続税の課税対象 	<ul style="list-style-type: none"> 契約終了時（受贈者が50歳に達した日等）の残額に対して、贈与税を課税 贈与者死亡時の残額は、相続税の課税対象 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる住宅用家屋の床面積は50㎡以上240㎡以下（合計所得金額が1,000万円以下の場合は下限が40㎡以上） 原則、贈与年の翌年3月15日までに新築等し、居住

参考：財務省HP「贈与税に関する資料」https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e06.htm 他

民法改正 10年たったら遺産分割は法定相続分で

遺産分割がされないまま相続が繰り返されると、遺産の管理や処分が困難となり、所有者不明土地が生じる原因にもなります。これを解消すべく、来年4月に民法が改正されます。

遺産分割にタイムリミット？

(1) 具体的相続分と法定相続分

改正の最重要ポイントは、具体的相続分※による遺産分割にタイムリミットが設けられ、相続開始時から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として**具体的相続分ではなく、法定相続分**によることになったことです。

※具体的相続分

具体的相続分とは、民法であらかじめ定められている画一的な割合である法定相続分を、事実ごとに修正して算出する割合です。

遺贈や生前贈与などの特別受益や、生前の被相続人に対し特別の貢献をした場合の寄与分などを踏まえて算定されます。

(2) 具体的相続分を希望するのなら……

現行法による遺産分割は、相続開始（被相続人の死亡）時から何年経過した後に行っても、分割方法に制限はありません。しかし、遺産分割のないまま長期間が過ぎると、関係者の記憶も薄れ、書証等も集めにくくなるため、具体的相続分の算定は困難になります。

改正後は他の相続人が得た贈与が特別受益に該当する場合や、ご自身が被相続人に行った労務等の提供が寄与分にあたる場合などで、10年以内に遺産分割協議が調わない可能性がある場合には、10年を経過する前に、家庭裁判所にて具体的相続分による遺産分割請求を開始されることをお勧めいたします（10年経過前に遺産分割請求したものについては、改正後も引き続き、具体的相続分による分割ができません）。

なお、相続人全員が合意した場合は、10年経過後でも具体的相続分での分割が可能です。

(3) 施行日は2023年4月1日

施行日前に被相続人が死亡した場合の遺産分割についても、改正法が適用されます。

但し経過措置により、相続開始時から10年経過時または改正法施行時から5年経過時のいずれか遅い時までに遺産分割請求がされた場合には、具体的相続分による分割が可能です。少なくとも5年の猶予期間があります。

その他の改正点

その他、次のような改正もあります。

併存する遺産共有と通常共有を解消する場合

(現行法)

地方裁判所等での共有物分割訴訟と、家庭裁判所での遺産分割請求を別個に実施する必要があります。

(改正法)

相続開始時から10年経過したときは、遺産共有関係の解消も共有物分割訴訟において実施できるようになります。

所在不明の相続人がいる等、共有関係を解消できない場合

相続開始時から10年を経過したときは、裁判所の決定を得て、相当額の金銭を供託することにより、所在等不明共有者の不動産の持分を取得することができるようになります。

改正法では遺産共有関係の解消の促進、円滑化、合理化が図られていますので、有効に活用されることが期待されます。ご心配などがございましたら、早めに当事務所へご相談ください。

参考：財務省HP「具体的相続分による遺産分割の時の限界」
<https://www.moj.go.jp/content/00137212.pdf>

将軍の日（中期5カ年経営計画作成セミナー）

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れた電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、『将軍の日』と命名されました。

【受講料】

55,000円（税込）/名

2名様以降5,500円（税込）

お問い合わせ：かなた税理士法人

027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とスレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円（税込）から